

労働安全衛生法のあらまし

法…労働安全衛生法

施行令…労働安全衛生法施行令

安規…労働安全衛生規則

第1章 総則

事項	規定のあらまし	関係条項
目的	労働基準法と相まって、危害防止基準の確立、責任体制の明確化、自主的活動の促進等総合的・計画的な対策を推進することにより、安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進すること。	法第1条
事業者等の責務	1 事業者は単にこの法律で定める労働災害防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な作業環境の実現と労働条件の改善を通じ、労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、国の実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならないこと。 2 機械、機具その他の設備を設計し、製造し若しくは輸入する者、原材料を製造し、若しくは輸入する者、建設物を建設し若しくは設計する者は、これらの物が使用されることによる労働災害の発生防止に資するように努めなければならないこと。 3 建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等につき安全で衛生的な作業の遂行をそこうおそれのある条件を付さないよう配慮すること。	法第3条
労働者の責務	労働災害を防止するための必要事項を守るほか、事業者、関係者が実施する労働災害の防止措置に協力するよう努めること。	法第4条
共同企業体	二以上の建設業に属する事業の事業者が、一の場所において行われる当該事業の仕事で共同連帯して請け負った場合においては、そのうちの1人を代表者として定め、これを都道府県労働局長に届け出なければならないこと。	法第5条 (安規1条)

第2章 労働災害防止計画

事項	規定のあらまし	関係条項
労働災害防止計画	これまで昭和33年に産業災害防止総合5カ年計画が策定されて以来、12回にわたって労働災害防止計画が定められてきました。平成25年度～平成29年度は、「第12次労働災害防止計画」として推進中です。	法第6条

第3章 安全衛生管理体制

事項	規定のあらまし	関係条項
安全管理者	(1) 次の業種及び規模の事業場ごとに安全管理者を選任し、その者に定められた安全に係る技術的事項(総括安全衛生管理者の項の(2)の事項)を管理させること。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業 製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、 各種商品卸売業、建具・じゅう器等卸売業、各種商品卸売業、家具・建具・ じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械 修理業 50人以上</div> (2) 次に該当するものから選任すること(、、については厚生労働大臣の定める研修を修了した者に限る) 理科系の大学又は高等専門学校を卒業した者でその後2年以上産業安全の実務従事経験者 理科系の高等学校を卒業した者でその後4年以上産業安全の実務経験者 7年以上産業安全の実務経験者等(厚生労働省告示参照のこと) 労働安全コンサルタントの資格を有する者 その他(厚生労働省告示参照のこと)	法第11条 (安規4条～ 6条)

事 項	規 定 の あ ら ま し	関 係 条 項																																						
<p style="text-align: center;">衛生管理者</p>	<p>(1) 労働者 50 人以上の事業場ごとに衛生管理者を選任し、その者に定められた衛生に係る技術的事項（総括安全衛生管理者の項の(2)の事項）を管理させること。</p> <p>(2) 選任すべき数は、</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>労働者数</td> <td>50 人以上</td> <td>～</td> <td>200 人以下</td> <td>=</td> <td>1 人</td> <td rowspan="6" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="6" style="vertical-align: middle;">（但し、1,000 人以上は専任者が必要）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>200 人をこえ</td> <td>～</td> <td>500 人以下</td> <td>=</td> <td>2 人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>500 人をこえ</td> <td>～</td> <td>1,000 人以下</td> <td>=</td> <td>3 人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,000 人をこえ</td> <td>～</td> <td>2,000 人以下</td> <td>=</td> <td>4 人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2,000 人をこえ</td> <td>～</td> <td>3,000 人以下</td> <td>=</td> <td>5 人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,000 人をこえる場合</td> <td></td> <td></td> <td>=</td> <td>6 人</td> </tr> </table> <p>2 人以上の衛生管理者を選任する場合 労働衛生コンサルタントを選任するとき、1 人は事業場に専属の者でなくてさしつかえない。</p> <p>(3) 次の業種の区分に応じ、それぞれの資格を有する者を選任すること。 第一種衛生管理者免許 農林畜水産業、鉱業、建設業、製造業（物の加工業を含む）電気業、ガス業、水道業、熱供給業、運送業、自動車整備業、機械修理業、医療業及び清掃業 第一種衛生管理者免許、第二種衛生管理者免許 上記以外の業種</p> <p>(4) 上記(3)の他、次の者が衛生管理者の資格を有する。 医師 歯科医師 その他(厚生労働省告示参照)</p> <p>(5) 衛生管理者は少なくとも毎週 1 回作業場等を巡視し、必要措置を講ずること。</p> <p>(6) 事業者は衛生管理者に必要な権限を与えなければならない。</p>	労働者数	50 人以上	～	200 人以下	=	1 人	}	（但し、1,000 人以上は専任者が必要）		200 人をこえ	～	500 人以下	=	2 人		500 人をこえ	～	1,000 人以下	=	3 人		1,000 人をこえ	～	2,000 人以下	=	4 人		2,000 人をこえ	～	3,000 人以下	=	5 人		3,000 人をこえる場合			=	6 人	<p>法第 12 条 （安規 7 条～12 条）</p>
労働者数	50 人以上	～	200 人以下	=	1 人	}	（但し、1,000 人以上は専任者が必要）																																	
	200 人をこえ	～	500 人以下	=	2 人																																			
	500 人をこえ	～	1,000 人以下	=	3 人																																			
	1,000 人をこえ	～	2,000 人以下	=	4 人																																			
	2,000 人をこえ	～	3,000 人以下	=	5 人																																			
	3,000 人をこえる場合			=	6 人																																			
<p style="text-align: center;">安全衛生推進者等</p>	<p>(1) 労働者 10 人以上 50 人未満の事業場毎に衛生推進者を選任（全業種）し、衛生に係る業務を担当させること。但し、安全管理者を選任すべき業種（前記）にあつては安全衛生推進者を選任すること。</p> <p>(2) 安全衛生推進者の選任基準 大学卒業後 1 年、高等学校卒業後 3 年、その他 5 年以上事業場の安全衛生の実務（衛生推進者にあつては衛生実務）に従事している者 安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント、その他厚生労働大臣が認める者</p> <p>(3) 職務内容 職場点検に関する事 健康診断・健康保持増進のための措置に係る事務に関する事 安全衛生教育に関する事 その他労働災害の防止対策に関する事など</p>	<p>法第 12 条の 2 （安規 12 条の 2～12 条の 4）</p>																																						
<p style="text-align: center;">産業医</p>	<p>(1) 労働者 50 人以上の事業場ごとに産業医を選任すること（全業種）</p> <p>(2) 産業医の職務 健康診断及び面接指導の実施、その結果に基づく措置、作業環境の維持管理、作業の管理 健康の保持増進を図るための措置、衛生教育 労働者の健康障害の原因調査及び再発防止の措置</p> <p>(3) 50 人未満の事業場は地域産業保健センターの活用等によって健康管理に努める。</p>	<p>法第 13 条～13 条の 2 （安規 13 条～15 条の 2）</p>																																						
<p style="text-align: center;">作業主任者</p>	<p>労働災害を防止するための管理を必要とする。令 6 条で定める危険又は有害な作業については、法定資格を有する者のうちから作業主任者を選任し、その者に労働者の指揮等の事項を行わせなければならないこと。（別表 1 参照）</p>	<p>法第 14 条 （令 6 条、安規 16 条～18 条）</p>																																						
<p style="text-align: center;">安全衛生責任者</p>	<p>(1) 特定元方事業者（建設業又は造船業の事業を行う者）は、同一場所で混在して作業を行う特定元方事業者及び下請事業者の労働者が常時 50 人以上（ずい道等の工事等にあつては、常時 30 人以上）の場合、統括安全衛生責任者を選任すること。</p> <p>(2) 統括安全衛生責任者の選任基準 当該場所における事業の実施について統括管理権限及び責任を有する者</p> <p>(3) 統括管理すべき事項 法第 31 条で定める事項</p>	<p>法第 15 条 （令 7 条、安規 20 条）</p>																																						

事 項	規 定 の あ ら ま し	関 係 条 項												
元方安全衛生管理者	(1) 特定元方事業者で統括安全衛生責任者を選任した事業者は、元方安全衛生管理者を選任し、法第 31 条で定める事項のうち技術的事項を管理させること (2) 次の資格を有する者の中から選任すること。 大学又は高等専門学校における理科系統の正規課程を修了し卒業した者で、その後 3 年以上建設工事施工の安全衛生の実務従事経験者 高等学校において理科系統の正規課程を修了し卒業した者で、その後 5 年以上建設工事施工の安全衛生の実務従事経験者 その他厚生労働大臣が定める者	法第 15 条の 2 (安規 18 条の 2、18 条の 4)												
店社安全衛生管理者	(1) 特定元方事業者（建設業）は、同一場所で作業を行う元方事業者及び下請事業者の労働者数が一定規模以上の場合、店社（本社、支店等）ごとに店社安全衛生管理者を選任し現場巡視、災防協議会への参加等現場所長や安全担当者に対する指導援助を行わせること。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>ずい道等の建設の工事</td> <td>20 人以上</td> <td>30 人未満</td> </tr> <tr> <td>圧気工法による仕事</td> <td>20 人以上</td> <td>30 人未満</td> </tr> <tr> <td>一定の橋梁の建設の仕事</td> <td>20 人以上</td> <td>30 人未満</td> </tr> <tr> <td>鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の建設の仕事</td> <td>20 人以上</td> <td>50 人未満</td> </tr> </table> (2) 資格要件 大学又は高等専門学校を卒業した者でその後 3 年以上建設工事の施工における安全衛生の実務に従事した経験を有する者 高等学校を卒業した者でその後 5 年以上建設工事の施工における安全衛生の実務に従事した経験を有する者 8 年以上建設工事の施工における安全衛生の実務に従事した経験を有する者	ずい道等の建設の工事	20 人以上	30 人未満	圧気工法による仕事	20 人以上	30 人未満	一定の橋梁の建設の仕事	20 人以上	30 人未満	鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の建設の仕事	20 人以上	50 人未満	法第 15 条の 3 (安規 18 条の 6、18 条の 8)
ずい道等の建設の工事	20 人以上	30 人未満												
圧気工法による仕事	20 人以上	30 人未満												
一定の橋梁の建設の仕事	20 人以上	30 人未満												
鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の建設の仕事	20 人以上	50 人未満												
安全委員会	設けなければならない事業場は、 1 林業、鉱業、建設業、製造業のうち木材木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業及び輸送用機械機具製造業、運送業のうち道路貨物運送業及び港湾運送業、自動車整備業、機械修理業並びに清掃業にあっては 50 人以上 2 運送業（上記以外のもの）、製造業（上記以外のもの）、通信業、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、各種商品卸売業、家具建具じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具建具じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業にあっては 100 人以上	法第 17 条 (安規 21 条、23 条、24 条)												
衛生委員会	設けなければならない事業場は、全業種で、労働者 50 人以上	法第 18 条 (安規 21 条～24 条)												
安全衛生委員会	安全と衛生の二つの委員会を設けなければならないときは、安全衛生委員会としてさしつかえない。	法第 19 条 (安規 21 条～24 条)												
安全管理者等に対する教育等	対象 安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、作業主任者等教育に必要な指針の公表（指針は 16,17 頁参照） 法第 19 条の 2													

第4章 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置

事 項	規 定 の あ ら ま し	関 係 条 項
リスクアセスメントの実施	設備、原材料、作業行動等に起因する危険性・有害性等の調査を行い、必要な措置を講ずるよう努める。 対象業種 安全管理者の選任が必要な業種（但し、化学物質等の取り扱い事業場は全業種）	法第 28 条の 2 (安規 24 条の 11～24 条の 12)
元方事業者の措置	対象業種 製造業 製造業の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所で行われることによって生ずる労働災害の防止のため、次の措置を講じること。 元方事業者と関係請負人、また関係請負人相互間の連絡・調整を行うこと。 クレーン等の運転合図、事故現場等の標識、有機溶剤等の容器の集積箇所、警報の統一と関係請負人への周知	法第 30 条の 2 (安規 643 条の 2～643 条の 7)

第5章 機械等及び有害物に関する規制

	規 定 の あ ら ま し	関 係 条 項
定期自主検査	ボイラーその他の機械で、一定のものは定期的に自主検査を行い、及びその結果を記録すること。(別表2参照)上記の機械のうち動力プレス等の機械は、一定の資格を有する者により検査を実施させること。	法第45条(令15条)
危険物、有害物の表示	爆発性、発火性、引火性等労働者に危険を生ずるおそれのあるもの、ベンゼン、ベンゼンを含有する製剤等労働者に健康障害を生ずるおそれのある物を容器に入れ、又は包装して、譲渡又は提供する際、その名称、成分等を表示しなければならない。	法第57条
化学物質の情報提供	労働者の健康障害を生ずるおそれのある化学物質等の譲渡・提供者に対して、譲渡・提供先に安全データシート(SDS)を交付しなければならない。 化学物質等による労働者の健康障害防止のために事業者が講ずべき措置について、厚生労働大臣が指針を公表し、厚生労働大臣はこれに従って必要な指導や援助を行うことが出来る。 安全データシート(SDS)の提供を受けた事業者は、取り扱う各作業場の見やすい場所に常時掲示したり、備え付けたりして、労働者に周知させなければならない。	法第57条の2 第28条の2、 第101条
化学物質のリスクアセスメントの実施義務	一定の危険有害性のある化学物質(640物質)*1について (1) 事業場*2におけるリスクアセスメントが義務づけられた*3。 (2) 譲渡提供時に容器などへのラベル表示が義務付けられた。 *1 リスクアセスメントの実施義務の対象物質は、安全データシート(SDS)の交付義務の対象である640物質であること。 *2 対象となる事業場は、業種、事業場規模にかかわらず、対象となる化学物質の製造・取扱いを行うすべての事業場が対象となること。 *3 リスクアセスメントの実施時期は、以下のとおりであること。 対象物を原材料などとして新規に採用したり、変更したりするとき 対象物を製造し、または取扱う業務の作業方法や作業手順を新規に採用したり変更したりするとき 前の2つに掲げるもののほか、対象物による危険性または有害性などについて変化が生じたり、生じるおそれがあったりするとき(新たな危険有害性が、SDSなどにより提供された場合を含む)	法第57条の3

第6章 労働者の就業に当たっての措置

事 項	規 定 の あ ら ま し	関 係 条 項
安全衛生教育 (特別教育)	労働者を雇入れたとき、又は危険有害業務に労働者をつかせるとき、その従事する業務に関する安全衛生のための教育又は特別教育を行うこと。特別教育については、(別表3参照)	法第59条 (安規35条、36条)
職長教育	職場の職長等に就任することとなった者に対して、職長等に必要とされる一定の事項について安全衛生教育を行わなければならないこと。 (1) 教育を行うべき業種 建設業 製造業(一部の業種を除く) 電気業 ガス業 自動車整備業 機械修理業 (2) 教育事項 作業方法の決定、労働者の配置 部下の指導監督の方法 その他労働災害防止に必要な事項	法第60条 (令19条、安規40条)
就業制限	特定の危険業務に労働者をつかせるとき、法定の資格を有する者(免許証取得者、技能講習修了者等)でなければ、その業務につかせてはならないこと。 (別表4参照)	法第61条 (令20条、安規41条、 42条)

第7章 健康の保持増進のための措置

事 項	規 定 の あ ら ま し	関 係 条 項
環境測定	有害な業務を行う屋内作業場その他の作業場で空気環境、作業環境について作業環境測定基準による測定をし、その結果を記録しておくこと。別表5参照	法第65条 (施行令21条)
健康診断	<p>1 一般健康診断 (別表6参照)</p> <p>(1) 事業者は、労働者に対し、雇入れ時の健康診断、定期健康診断(1年以内ごとに1回)、特定の業務(安規13条の業務)に従事する者に対する健康診断(6カ月以内ごとに1回)、海外派遣労働者の健康診断(6カ月以上派遣の場合、派遣前及び派遣後)を行わなければならないこと。健康診断の結果、必要であると認めるときは、労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮その他適切な措置をすること。</p> <p>(2) 健康診断項目(定期健康診断の場合)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <ol style="list-style-type: none"> 1. 既往歴及び業務歴の調査 2. 自覚症状及び他覚症状の有無の検査 3. 身長、体重、視力、胸囲及び聴力の検査 4. 胸部エックス線検査及びかくたん検査 5. 血圧の測定 6. 貧血検査(血色素量、赤血球数) 7. 肝機能検査(GOT・GPT・-GTP) 8. 血中脂質検査(総コレステロール、HDLコレステロール、トリグリセライド) 9. 血糖検査 10. 尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査) 11. 心電図検査 </div> <p>注) 全ての項目を行うことが義務付けられているが、「医師の判断」によって省略できる検査項目もある。</p> <p>雇入れ時の健康診断項目については4の「かくたん検査」が除かれた内容にて実施する。</p> <p>2 特殊健康診断</p> <p>特定の有害業務(令22条の業務)に従事する労働者に対し雇入れ時、配置替え時及び定期に特別項目の健康診断を行わなければならないこと。 別表6参照</p>	<p>法第15条の3 (安規18条の6～18条の8)</p> <p>法第66条 (安規44条～45条の2)</p>
ストレスチェック制度	<p>(1) 常時使用する労働者に対して、1年以内ごとに1回、医師*4等による心理的な負担の程度を把握するためのストレスチェック*5を実施することが事業者の義務となる(労働者数50人未満の事業場は当分の間努力義務。)</p> <p>(2) ストレスチェックの結果は、実施した医師、保健師等から直接本人に通知され、本人の同意なく事業者に提供されることは禁止される。</p> <p>(3) ストレスチェック結果で「医師による面接指導が必要」とされた労働者から申出があった場合は、医師による面接指導を実施することが事業者の義務となる。また、申出理由とする不利益な取扱いを禁止される。</p> <p>(4) 面接指導の結果に基づき、医師の意見を聴き、必要に応じ就業上の措置*6を講じることが事業者の義務となる。</p> <p>(5) 常時50名以上の労働者を使用する事業者は、ストレスチェック、面接指導の実施状況などについて、毎年1回定期的に、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。</p> <p>*4 ストレスチェックの実施者は、医師、保健師、厚生労働大臣の定める研修を受けた看護師、精神保健福祉士の中から選ぶ必要があること。</p> <p>*5 ストレスチェックに用いる調査票は、「職業性ストレス簡易調査票」(国が推奨する57の質問票)等であること。</p> <p>*6 就業上の措置とは、労働者の実情を考慮し、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を行うこと。</p>	<p>法第66条の10</p>
受動喫煙防止措置	<p>室内又はこれに準ずる環境下で労働者の受動喫煙*7を防止するため、事業者及び事業場の実情に応じた適切な措置*8を講じることが事業者の努力義務となる。</p> <p>*7 室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされること。</p> <p>*8 事業者及び事業場の実情に応じた適切な措置の例として、全面禁煙、喫煙室の設置による空間分煙、たばこ煙を十分低減できる換気扇の設置などがあること。</p>	<p>法第68条の2</p>

第7章の2 快適な職場環境の形成のための措置 (削除)

第8章 監督等

事 項	規 定 の あ ら ま し	関 係 条 項
計画の届出	<p>次の建設物、機械等、建設工事等に係る計画を事前に届け出ること 届出対象 別表7参照</p> <p>(1) 危険、有害な機械等の設置 次の ~ に掲げる機械等の設置又は移転、主要構造 部分の変更をしようとする場合 安規別表7に掲げられている機械等 ボイラー、第一種圧力容器 クレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター、建設用リフト、ゴンドラ 有害な作業を必要とする機械等</p> <p>(2) 大規模な建設工事（大臣届出） 安規89条で定める仕事（6種類）</p> <p>(3) 一定規模以上の建設工事等（上記大臣届出に該当するものを除く。） 安規90条で定める仕事（10種類）</p>	<p>法第88条 （令24条、 安規85条～92条の3）</p>
	<p>計画届を要しない場合</p> <p>(1) 仮設の建設物等</p> <p>(2) マネジメントシステムの認定制度 マネジメントシステムを実施し、災害発生率が低い等一定の要件に該当すると 監督署長が認定した事業場</p>	<p>法第88条 （安規87条～88条）</p>
報 告	<p>(1) 事故報告（火災、爆発、破裂、切断、倒壊）</p> <p>(2) 有害物ばく露作業報告（対象物質（毎年変わる）を1年で500Kg以上取扱いのときに毎年3月31日までに報告する）</p> <p>(3) 労働者死傷病報告</p> <p>(4) 総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、産業医選任報告等安全衛生に関する各種報告など</p>	<p>法第100条 （安規95条の6、 96条、97条）</p>

事業場規模別・業種別安全衛生管理組織の概要

業種 規模(人)	林 鉱 建 運 清 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業	化 鉄 自 機 金 輸 木 学 鉄 動 械 属 送 材 工 鋼 車 修 製 用 機 木 業 業 整 理 品 機 器 製 製 業 業 備 業 業 造 業 造 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業	通 卸 接 其 電 紙 信 売 客 他 の ガ ス ・ バ ル プ 業 業 ・ 小 娯 的 水 道 ・ 熱 供 給 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業	その 他 の 業 種
1,000 ~	<p>安衛</p> <p>事業者 ↓ 選任 総括安全衛生管理者 (安衛法10条) ↓ 指揮 安全管理者 衛生管理者 産業医</p>	<p>安衛</p> <p>事業者 ↓ 選任 総括安全衛生管理者 ↓ 指揮 安全管理者 衛生管理者 産業医</p>	<p>衛</p> <p>事業者 ↓ 選任 総括安全衛生管理者 ↓ 衛生管理者 産業医</p>	
300 ~ 999	<p>安衛</p> <p>事業者 ↓ 選任 安全管理者 衛生管理者 産業医</p>	<p>安衛</p> <p>事業者 ↓ 選任 安全管理者 衛生管理者 産業医</p>	<p>衛</p> <p>事業者 ↓ 選任 衛生管理者 産業医</p>	
100 ~ 299	<p>安衛</p> <p>事業者 ↓ 選任 安全管理者 衛生管理者 産業医</p>	<p>安衛</p> <p>事業者 ↓ 選任 安全管理者 衛生管理者 産業医</p>	<p>安衛</p> <p>事業者 ↓ 選任 安全管理者 衛生管理者 産業医</p>	<p>衛</p> <p>事業者 ↓ 選任 衛生管理者 産業医</p>
50 ~ 99	<p>安衛</p> <p>事業者 ↓ 選任 安全管理者 衛生管理者 産業医</p>	<p>安衛</p> <p>事業者 ↓ 選任 安全管理者 衛生管理者 産業医</p>	<p>衛</p> <p>事業者 ↓ 選任 安全管理者 衛生管理者 産業医</p>	
10 ~ 49	<p>事業者 ↓ 選任 安全衛生推進者</p>	<p>事業者 ↓ 選任 安全衛生推進者</p>	<p>事業者 ↓ 選任 衛生推進者</p>	
1 ~ 9	<p>事業者</p>	<p>事業者</p>	<p>事業者</p>	

安衛 : 安全・衛生委員会の設置義務事業場

衛 : 衛生委員会の設置義務事業場

作業主任者選任業務一覧表

令6条号別	各規則条文	作業主任者名称	資格種類	選任すべき作業 (安衛法14条、同法施行令6条、安衛則16条)	職務根拠
1	高圧則10	高圧室内作業主任者	免許	潜函工法その他の圧気工法により大気圧を超える気圧下の作業室又はシャフトの内部において行う作業	高圧則10
2	安規314	ガス溶接作業主任者	免許	アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置(10以上の可燃性ガスの容器を導管により連結したもの又は9以下の連結で水素若しくは溶解アセチレンの場合は400リットル以上、他は1,000リットル以上)を用いて行う金属の溶接、溶断、加熱業務	安規315
3	安規513	林業架線作業主任者	免許	次のいずれかの機械集材装置、運材索道の組立、解体変更、修理の作業又はこれらの設備による集運材作業(原動機定格出力7.5kWを超えるもの支間の斜距離の合計が350m以上のもの最大使用荷重が200kg以上のもの)	安規514
4	ボイラー則24	ボイラー取扱作業主任者	ボイラー 技士免許等	ボイラー取扱業務(小型を除く 令1条4号) 特 級 = 伝熱面積合計500㎡以上(貫流のみは除く) 1 級以上 = 伝熱面積合計25以上500㎡未満(貫流のみ500㎡以上) 2 級以上 = 電熱面積合計25㎡未満 技能講習以上 = 令6条16号イからニまでのボイラー	ボ規25
5	電離則46	エックス線作業主任者	免許	次の放射線業務 (但し医療用又は波高値による定格電圧が1,000KV以上のエックス線装置使用は除く) エックス線装置の使用又はエックス線の発生を伴う装置の検査業務 エックス線管、ケノトロン等のガス抜き又はエックス線発生を伴うこれらの検査の業務	電離則47
5の2	電離則52-2	ガンマ線透過写真撮影作業主任者	免許	ガンマ線照射装置を用いて行う透過写真撮影の作業	電離則52-3
6	安規129	木材加工用機械作業主任者	技能講習	丸のこ、帯のこ、かんな盤、面取、ルーターで合計5台以上(自動送材車式帯のこ盤を含む場合は3台以上)	安規130
7	安規133	プレス機械作業主任者	同上	動力プレス5台以上	安規134
8	安規297	乾燥設備作業主任者	同上	乾燥設備内容積1㎡以上(令別表第1危険物) 危険物以外、熱源に燃料又は電力使用	安規298
8の2	安規321-3	コンクリート破砕器作業主任者	同上	コンクリート破砕器を用いる破砕作業	安規321-4
9	安規359	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者	同上	掘削面の高さ2m以上の地山の掘削の作業 (技能講習は「地山の掘削及び土止め支保工で統一」)	安規360
10	安規374	ずい道等の掘削等作業主任者	同上	土止めの支保工の切りばり、腹おこしの取付け又は取りはずしの作業(同上)	安規375
10-2	安規383-2	ずい道等の掘削等作業主任者	同上	ずい道等の掘削、ずり積み、支保工組立(落盤、肌落防止用)、ロックボルト取付、コンクリート等吹付	安規383-3
10-3	安規383-4	ずい道等の覆工作業主任者	同上	ずい道等覆工(型わく支保工)組立、解体、移動、コンクリート打設	安規383-5
11	安規403	採石のための掘削作業主任者	同上	掘削面の高さ2m以上となる採石法2条の岩石の採取のための掘削	安規404
12	安規428	はい作業主任者	同上	高さ2m以上のはい付け、はいくずし (但し、ばら物荷や荷役機械の運転者のみで行う作業は除く)	安規429
13	安規450	船内荷役作業主任者	同上	船舶荷積み卸、船舶内荷移動 (但し、500t未満の船舶で揚貨装置を用いない作業は除く)	安規451
14	安規246	型枠支保工組立て等作業主任者	同上	型わくの組立て、解体の作業(但し、建築物の柱・壁・橋脚、ずい道のアーチ・側壁等のコンクリート打設用は除く)	安規247
15	安規565	足場の組立て等作業主任者	同上	つり足場、張出足場又は高さが5m以上の足場の組立、解体、変更の作業(ゴンドラのつり足場は除く)	安規566
15-2	安規517-4	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者	同上	建築物の骨組み・塔であって高さが5m以上の金属製の部材により構成されるものの組立て、解体、変更	安規517-5
15-3	安規517-8	鋼橋架設等作業主任者	同上	橋梁の上部構造であって金属部材により構成されるものの架設、解体、変更(但し、高さ5m以上又は橋梁支間30m以上に限る)	安規517-9
15-4	安規517-12	木造建築物の組立て等作業主任者	同上	軒高5m以上の木造建築物の構造部材組立て、屋根下地外壁下地の取付	安規517-13
15-5	安規517-17	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者	同上	高さ5m以上のコンクリート造工作物の解体、破壊	安規517-18

令6条 号別	各規則 条文	作業主任者名称	資格種類	選任すべき作業 (安衛法14条、同法施行令6条、安衛則16条)	職務 根拠
16	安規 517-22	コンクリート橋架設 等作業主任者	同上	橋梁の上部構造であってコンクリート造のもの架設又は変更 (但し、高さ5m以上又は橋梁支間30m以上に限る)	安規 517-23
17	ボ則62	第一種圧力容器取扱 作業主任者	*1	第一種圧力容器の取扱作業 (但し、令1条6号小型圧力容器及び令6条17号イ、ロは除く)	ボ則63
18	特化27	特定化学物質 作業主任者	技能講習	令別表第3の特定化学物質(1類・2類・3類) 製造又は取扱(但し、試験研究の取扱業務は除く)	特化則 28
19	鉛33	鉛作業主任者	同上	令別表第4の鉛業務1号から10号まで(但し、遠隔操作の場合は除く)	鉛則34
20	四アル14	四アルキル鉛等 作業主任者	同上	令別表第5の四アルキル業務1号から6号・8号(講習は18と同一)	四アル 15
21	酸欠11	酸素欠乏危険 作業主任者(第1種)	同上	酸素欠乏危険場所における作業(第一種酸素欠乏危険作業)	酸欠則 11
		酸素欠乏危険 作業主任者(第2種)	同上	酸素欠乏危険場所(酸素欠乏症にかかるおそれ及び硫化水素中毒に かかるおそれのある場所として厚生労働大臣が定める場所に限る) における作業(第二種酸素欠乏危険作業)	酸欠則 11
22	有機19	有機溶剤作業主任者	同上	令別表第6の2に掲げる有機溶剤の製造又は取扱	有機則 19の2
23	石綿19	石綿作業主任者	同上	石綿若しくは石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物 を取扱う作業、試験研究のため製造する作業	石綿則 20

*1: 化学設備にかかる第一種圧力容器の場合は化学設備第一種圧力容器作業主任者技能講習
上記以外はボイラー技士免許(特級・1級・2級) 第一種圧力容器作業主任者技能講習(化学設備・普通)

安全衛生教育の対象者・種類・実施時期及び内容一覧

対 象 者	種 類	実 施 時 期	教 育 内 容	備 考
1. 作業者 (4) 就業制限業務に従事する者	危険有害業務従事者教育 (労働安全衛生法(以下「法」という。)第60条の2)	イ. 定期(おおむね5年ごとに) ロ. 随時(取り扱う設備等が新たなものになった時等)	当該業務に関連する労働災害の動向、技術革新の進展等に対応した事項	危険又は有害な業務に現に就いているものに対する安全衛生教育に関する指針(平成元年5月22日安全衛生教育指針公示1号)(以下「安全衛生教育指針」という。)
(2) 特別教育を必要とする危険有害業務に従事する者	特別教育 (法第59条第3項)	当該業務に初めて従事するとき	安全衛生特別教育規程に規定された事項	労働安全衛生規則(以下「安衛則」という。)
	危険有害業務従事者教育(法第60条の2)	イ. 定期(おおむね5年ごとに) ロ. 随時(取り扱う設備等が新たなものになった時等)	当該業務に関連する労働災害の動向、技術革新の進展等に対応した事項	安全衛生教育指針
(3) (1)又は(2)に準ずる危険有害業務に従事する者	特別教育に準じた教育	当該業務に初めて従事するとき	業務に関して安全又は衛生のために必要な知識等	安全衛生教育指針
	危険有害業務従事者教育(法第60条の2)	イ. 定期(おおむね5年ごとに) ロ. 随時(取り扱う設備等が新たなものになった時等)	当該業務に関連する労働災害の動向、技術革新の進展等に対応した事項	
(4) (1)、(2)及び(3)の業務に従事する者並びにその他の業務に従事する者	雇入時教育 (法第59条第1項)	雇入時作業内容変更時	安衛則第35条に規定された事項	
	作業内容変更時教育 (法第59条第2項)	雇入時、定期、随時	同上	
	健康教育 (法第69条)		健康の保持増進に関する事項	
(5) (1)から(2)の業務のうち車両系建設機械等の運転業務に従事する者	危険再認識教育	当該業務に係る免許取得後若しくは技能講習修了後又は特別教育修了後おおむね10年以上経過した時	当該業務に対する危険性の再認識、安全な作業方法の徹底を図る事項	
(6) (1)から(3)までの業務に従事する者及び(1)から(3)までの業務以外の業務のうち作業強度の強い業務に従事する者	高齢時教育	おおむね45歳に達した時	高齢者の心身機能の特性と労働災害に関すること、安全な作業方法・作業行動に関すること、健康の保持増進に関すること等の事項	高齢労働者の労働災害発生率の高い業務 高所作業、重筋作業等作業強度の強い業務に従事する高齢労働者を対象とする。
2. 管理監督者 (1) 安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者及び元方安全衛生管理者	安全管理者選任時研修 (安衛則5条)	イ. 当該業務に初めて従事する時	安全管理、安全衛生推進向上目的とした自主的活動、安全教育、関係法令	安衛規5条第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修 (平成18年2月16日厚生労働省告示第24号)
	能力向上教育(法第19条の2)	イ. 当該業務に初めて従事する時	当該業務に関する全般的事項	労働災害の防止のための業務に従事する者の能力向上教育に関する指針(平成元年5月22日能力向上教育指針公示第1号)(以下「能力向上教育指針」という。)
		ロ. 定期(おおむね5年ごとに) ハ. 随時(機械設備等に大幅な変更があった時)	当該業務に関連する労働災害の動向、技術革新等の社会経済情勢、事業場における職場環境の変化等に対応した事項	
(2) 救護技術管理者、計画画者及び作業主任者	能力向上教育 (法第19条の2)	イ. 定期(おおむね5年ごとに) ロ. 随時(機械設備等に大幅な変更があった時)	当該業務に関連する労働災害の動向、技術革新等の社会経済情勢、事業場における職場環境の変化等に対応した事項	能力向上教育指針

対 象 者	種 類	実 施 時 期	教 育 内 容	備 考
(3) 職長等	1. 職長等教育 (法第60条) 2. 能力向上教育に準じた教育	当該業務に初めて就く時 イ. 定期(おおむね5年ごとに) ロ. 随時(機械設備等に大幅な変更があった時)	安衛則第40条に規定された事項 当該業務に関連する労働災害の動向、技術革新等の社会経済情勢、事業場における職場環境の変化等に対応した事項	
(4) 作業指揮者	指名時教育	当該職務に初めて指名された時	作業指揮者の職務、安全な作業方法、作業設備の点検及び改善措置等に関する事項	
(5) 安全衛生責任者	選任時教育	新たに選任されたとき	当該業務に関する全般的事項	
(6) 交通労働災害防止担当管理者	交通労働災害防止担当管理者教育	新たに選任されたとき	当該業務に関する全般的事項	
3. 経営首脳者・事業者・ 総括安全衛生管理者・ 統括安全衛生責任者・ 安全衛生責任者	安全衛生セミナー	随 時	労働災害の現状と防止対策、安全衛生と企業経営、労働安全衛生関係法令等に関する事項	
4. 安全衛生専門家 産業医 労働安全コンサルタント 労働衛生コンサルタント 安全管理士、衛生管理士 作業環境測定士 運動指導担当者 運動実践担当者 心理相談担当者 産業栄養指導担当者 産業保健指導担当者	実務向上研修	随 時	当該業務に必要な専門知識等のうち技術革新の進展等社会経済情勢及び職場環境の変化等に対応した事項	
5. 技術者等 (1) 特定自主検査に従事する者	能力向上教育に準じた教育	おおむね5年ごとに	機械の自動化、高速化等の構造・機能の変化に対応した検査方法等に関する事項	整備を担当する者には整備に関する事項も含む
(2) 定期自主検査に従事する者	選任時教育	新たに選任されたとき	定期自主検査の意義、検査方法、検査結果の評価方法、検査機器等に関する事項	整備を担当する者には整備に関する事項も含む
(3) 生産技術管理者	技術者教育	随 時	生産技術の安全衛生に及ぼす影響、生産技術の安全化及び生産設備の保全等に関する事項	生産部門において生産設備の運転・保全等の業務を管理する技術者
(4) 設計技術者	技術者教育	随 時	機械設備の設計・工作等において安全衛生上配慮すべき事項、特に高齢者の心身機能に対応した安全衛生上配慮すべき事項	工作担当者、仮設機材管理者等を含む
6. その他 (1) 季節労働者	送出地での安全衛生教育	送出地	労働災害防止の予備的知識を付与するため、安全衛生の基礎的知識に関する事項	就業先において法59条第1項に基づく雇入時教育を実施 対象者は企業の海外支店、現地法人及び海外提携企業等に派遣される労働者であり、原則的に派遣元の企業で実施
(2) 海外派遣労働者	派遣前教育	派遣前	派遣地の安全衛生対策等の職域における安全衛生の情報、労働慣行及び医療事情、治安、交通事情等の生活環境における安全衛生情報に関する事項	
(3) 就職予定の実業高校生	学校教育	卒業前	安全衛生の基礎的知識に関する事項	

(出所：平成3.1.21 基発第39号「安全衛生教育推進要綱」)

就業制限業務一覧表（免許・技能講習）

令20条号別	就業制限の業務(法61条 令20条)		就業が認められる資格 (安規41条別表3)	備 考
1	発破業務	せん孔、装てん、結線、点火、不発の装薬又は、残薬の点検及び処理の業務	<ul style="list-style-type: none"> ・発破技士免許 ・火薬類取扱保安責任者免許 ・保安技術職員国家試験 甲、乙、丁 上級保安技術職員 甲、乙 発破係員 甲、丁 坑外保安係員 甲、乙、丁 坑内保安係員 	
2	揚貨装置運転	制限荷重5ト以上運転業務（船内デリック、クレーン）	<ul style="list-style-type: none"> ・揚貨装置運転士免許 	
3	ボイラー取扱 (ボ則23条)	ボイラー取扱(令1条4号の小型除く) 胴内径750mm以下でかつその長さが1,300mm以下の蒸気ボイラー 伝熱面積が3㎡以下の蒸気ボイラー 伝熱面積が14㎡以下の温水ボイラー 伝熱面積が30㎡以下の貫流ボイラー(気水分離器を有するもの内径400mm以下かつ内容積0.4㎡以下)	<ul style="list-style-type: none"> ボイラー技士免許(特,1,2級) ボイラー技士免許(特,1,2級) ボイラー取扱技能講習 	<ul style="list-style-type: none"> ・伝熱面積の合計500㎡以上 特級(貫流のみ除く) ・伝熱面積の合計25～500㎡未満 1級以上等作業主任者留意 ～ 定義は令6条16号イ～ニ
4	ボイラー・第一種圧力溶接 (ボ則9,55条)	溶接の業務(小型ボイラー、小型圧力を除く) ボ則9,55条 イ 溶接部の厚さ25mm以下の溶接 但し書き ロ 管台、フランジ等を取付ける溶接	<ul style="list-style-type: none"> ・特別ボイラー溶接士免許 ・特別ボイラー溶接士免許 ・普通ボイラー溶接士免許 	
5	ボイラー・第一種圧力容器整備 (ボ則35,70条)	小型及び上記3の～のボイラーは除く 令1条5号の第一種圧力容器(以下は除く) イに該当のもの、内容積5㎡以下 ロ～ニに該当のもの、内容積1㎡以下	<ul style="list-style-type: none"> ・ボイラー整備士免許 	
6	クレーン運転 (ク22条)	つり上げ荷重5ト以上運転(跨線テルハは除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・床上操作式クレーン運転技能講習(床上操作で荷とともに移動する方式のクレーン) ・クレーン・デリック運転士免許(上記以外のクレーン) 	クレーン限定免許有り。18年4月1日以前に所有している免許はクレーンに限定して有効
7	移動式クレーン (ク68条)	つり上げ荷重1ト以上運転	<ul style="list-style-type: none"> ・小型移動式クレーン運転技能講習(つり上げ荷重1ト以上5ト未満の移動式クレーン) ・移動式クレーン運転士免許(5ト以上のもの) 	
8	デリック (ク108)	つり上げ荷重5ト以上運転	<ul style="list-style-type: none"> ・クレーン・デリック運転士免許(上記以外のクレーン) 	デリック限定有り。6と同じ。
9	潜水業務 (高圧12条)	潜水器を用いかつ空気圧縮機若しくは手押しポンプによる送気又はポンプの給気を受けて水中において行う業務	<ul style="list-style-type: none"> ・潜水土免許 	
10	溶接等業務	可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断、加熱の業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス溶接作業主任者免許 ・ガス溶接技能講習 ・他保安技術溶接、歯科免許等有 	
11	フォークリフト	最大荷重1ト以上運転業務(道路走行は道交法適用)	<ul style="list-style-type: none"> ・フォークリフト運転技能講習 ・他職訓有 	
12	建設機械	機体重量3ト以上運転(道交法適用) ・別表7の1号(整地、運搬、積込機) ブルドーザー モーターグレーダー トラクターショベル ずり積機 スクレーパー スクレープドーザー ・別表7の2号(掘削機) パワーショベル ドラグショベル ドラグライン クラムシェル バケット掘削機 トレンチャー ・別表7の3号(基礎工事機)(3ト以上) くい打ち機 くい抜き機 アースドリル リバースサーキュレーションドリル せん孔機 アースオーガー ペーパードレンマシン ・別表7の6号(解体用機械) ・ブレーカ	<ul style="list-style-type: none"> ・車両系建設機械(整地、運搬、積込、掘削用)運転技能講習 ・その他、建設業法「建設機械施工技術検定」職訓等有 ・車両系建設機械(基礎工用)運転技能講習 ・その他上欄と同じ ・車両系建設機械(解体用)運転技能講習 ・その他上欄と同じ 	53.1.1 前の規則による講習修了者は安則81条により、修了証とみなされる。
13	ショベルローダー フォークローダー	最大荷重1ト以上運転(道路走行は道交法適用)	<ul style="list-style-type: none"> ・ショベルローダー等運転技能講習 ・他職訓等有 	
14	不整地運搬車	最大積載量1ト運転(道路走行は道交法適用)	<ul style="list-style-type: none"> 不整地運搬車運転技能講習 	
15	高所作業車	作業床の高さ10m以上運転(道路走行は道交法適用)	<ul style="list-style-type: none"> 高所作業車運転技能講習 	
16	玉掛	1ト以上の揚貨装置、つり上荷重1ト以上のクレーン、移動式クレーン、デリックの玉掛業務	<ul style="list-style-type: none"> ・玉掛技能講習 (注)揚貨、クレーン、移動式クレーン、デリック運転免許 ・その他職訓有 	(注)53年10月1日以降の資格者は認められない。

特別教育を必要とする危険有害業務一覧表

安規 36 条号別	対 象 業 務 [法 59 条 安規 36 条]
1	研削といしの取替、取替時試運転業務
2	動力プレス機の金型、シャーの刃部又はプレス機、シャーの安全装置、安全囲いの取付け取外し調整業務
3	アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の業務
4	高圧（直流 750V 超 交流 600V 超～7,000V 以下） 特別高圧（7,000V 超）の活線等の業務、低圧含、詳細は 36 条 4 号参照
5	最大荷重 1 ト未満のフォークリフト業務（他に道交法適用有り）
5 の 2	最大荷重 1 ト未満のショベルローダー、フォークローダー運転業務（他に道交法適用有り）
5 の 3	最大荷重 1 ト未満の不整地運搬車運転業務（他に道交法適用有り）
6	制限荷重 5 ト未満の揚貨装置運転
7	機械集材装置運転（集材機、架線、搬器、支柱及び附属物により構成、動力を用い原木等空中運搬設備）
8	胸高直径 70cm 以上の立木伐木、直径 20cm 以上重心偏、つりきり、かかり木、伐木等業務
8 の 2	チェーンソーを用いて立木伐木、かかり木処理又は造材業務
9	機体重量 3 ト未満不特定場所を自走できるものの運転（道交法適用も有） <ul style="list-style-type: none"> ・令別表 7 の 1 号（整地運搬積込機） ブルドーザー モーターグレーダー トラクターショベル ずり積機 スクレーパー スクレーブドーザー ・令別表 7 の 2 号（掘削機） パワーショベル ドラグショベル ドラグライン クラムシェル バケット掘削機 トレンチャー ・令別表 7 の 3 号（基礎工事機） くい打ち機 くい抜き機 アースドリル リバースサーキュレシヨンドリル せん孔機 アースオーガー ペーパードレーンマシン ・令別表 7 の 6 号（解体用機械） ブレーカー
9 の 2	令別表 7 の 3 号（基礎工事機、上記参考） 自走できないもの
9 の 3	同上 （ 同上 ） 自走できるものの作業装置の操作
10	令別表 7 の 4 号（締め固め用機械） ローラー運転業務（道交法有り）
10 の 2	令別表 7 の 5 号（コンクリート打設用機械）の作業装置の操作
10 の 3	ポーリングマシン運転業務
10 の 4	建設工事の作業で使用するジャッキ式つり上げ機械の調整又は運転の業務
10 の 5	作業床の高さ 10m 未満の高所作業車運転業務
11	動力巻上げ機の運転業務（電気ホイスト、エヤホイスト等）（除ゴンドラ）
13	令 15 条第 7 号の軌道装置等運転業務（除鉄道事業法、軌道法）
14	小型ボイラー取扱業務（令第 1 条 4 号の小型ボイラー）
15	クレーン運転（つり上げ過重 5 ト未満及びつり上げ過重 5 ト以上の跨線テルハ）
16	移動式クレーン 1 ト未満
17	デリック 5 ト未満
18	建設用リフト
19	玉掛（1 ト未満のクレーン、移動式クレーン、デリック）
20	ゴンドラ操作
20 の 2	作業室、気閉室への送気のための空気圧縮機運転
21	高圧室への送気の調節を行うためのバルブ又はコックの操作業務
22	気閉室への送気、排気の調節を行うバルブ又はコックの操作業務
23	潜水作業への送気調節を行うバルブ、コックの操作業務
24	再圧室操作業務
24 の 2	高圧室内作業に係る業務
25	四アルキル鉛業務（令別表 5 の四アルキル）
26	酸素欠乏危険作業にかかる業務
27	特殊化学設備の取扱整備、修理業務（令 20 条 5 号第一種圧力容器の整備を除く）
28	エックス線装置又はガンマ線装置を用いて行う透過写真の撮影業務
28 の 2	加工施設、再処理施設、使用施設等の管理区域における核燃料物質、使用済燃料（汚染物を含む）取扱業務
28 の 3	原子炉施設の管理区域内における核燃料物質、使用済燃料（汚染物を含む）取扱業務
28 の 4	事故由来放射性物質により汚染された物であって、電離則第 2 条第 2 項に規定するものの処分の業務
28 の 5	特例緊急作業（電離則第 7 条の 2 第 3 項）の特例緊急作業に係る業務
29	粉じん障害防止規則第 2 条 1 項 3 号の特定粉じん作業
30	ずい道等の掘削作業、ずり、資材等の運搬、覆工のコンクリート打設等の作業
31	産業用口ボットの教示等の業務
32	産業用口ボットの検査・修理・調整等の業務
33	空気圧縮機を用いて自動車（2 輪自動車を除く）のタイヤの空気充てん業務
34	廃棄物焼却施設（ダイオキシン類特別措置法）におけるばいじん及び焼却灰等を取り扱う業務
35	廃棄物焼却施設の焼却炉、集じん機等の設備の保守点検等の業務
36	廃棄物焼却施設の焼却炉、集じん機等の設備の解体等の業務及びこれに伴う焼却灰等の取扱業務
37 石綿則 27	石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業並びに石綿等の封じ込め、囲い込みの作業
38 除染電離則 19	土壌等の除染等の業務又は廃棄物収集等業務
39	足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務（地上又は堅固な床における補助作業の業務を除く。）
40	ロープ高所作業（高さ 2m 以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、昇降器具を用いて労働者が当該昇降器具により身体を保持しつつ行う作業（40 度未満の斜面における作業を除く。））

定期自主検査一覧表（安衛法 45 条、令 15 条）

定期自主検査を行うべき機械等 (記録は3年間保存)		検査時期			
		作業開始時 (使用開始時)	月1回	年1回	その他
1	ボイラー		ボ 32		
2	第一種圧力容器		ボ 67		
3	クレーン (0.5t 以上)	ク 36	ク 35	ク 34	
4	移動式クレーン (0.5t 以上)	ク 78	ク 77	ク 76	
5	デリック (0.5t 以上)	ク 121	ク 120	ク 119	
6	エレベーター (0.25t 以上)		ク 155	ク 154	
7	建設用リフト (高さ 10m以上)	ク 193	ク 192		
8	ゴンドラ	ゴ 22	ゴ 21		
9	第二種圧力容器			ボ 88	
10	動力プレス機械	安 136		安 134 の 3	(特)安 135 の 3
11	フォークリフト	安 151 の 25	安 151 の 22	安 151 の 21	(特)安 151 の 24
12	車輜系建設機械	安 170	安 168	安 167	(特)安 169 の 2
13	小型ボイラー			ボ 94	
14	小型圧力容器			ボ 94	
15	簡易リフト (0.25 t 以上)	ク 210	ク 209	ク 208	
16	動力シャー	安 136		安 135	
17	動力遠心機械			安 141	
18	化学設備等	安 277		(2年に1回) 安 276	
19	アセチレン溶接装置 ガス集合溶接装置			安 317	
20	乾燥設備			安 299	
21	局所排気装置	有 22 鉛 37 特化 33 粉じん 19		有 20 鉛 35 特化 30 粉じん 17	
22	特定化学設備等	特化 34		(2年に1回) 特化 31	
23	ショベルローダー	安 151 の 34	安 151 の 32	安 151 の 31	
24	フォークローダー	安 151 の 34	安 151 の 32	安 151 の 31	
25	ストラドルキャリアー	安 151 の 41	安 151 の 39	安 151 の 38	
26	ガンマ線照射装置 (透過撮影)	電離 18 の 8	電離 18 の 5	(6月に1回) 電離 18 の 6	
27	不整地運搬車	安 151 の 57	安 151 の 54	(2年に1回) 安 151 の 53	(特)安 151 の 56
28	高所作業車(作業床高さ 2m以上)	安 194 の 27	安 194 の 24	安 194 の 23	(特)安 194 の 26

注 絶縁用保護具、防具、活線作業用装置、器具、動力車、動力巻上装置については省略
 (特)は特定自主検査を表わす。
 安、ク、ボ、ゴ、有、鉛、特化、粉じん は各規則の略称

作業環境測定を行うべき作業場一覧表

作業場の種類 (安衛法施行令第21条)	測定の対象	関連規則	測定回数	記録の 保存年	作業環境 測定基準	測定者 資格要件
土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんを著しく発散する屋内作業場	鉱物等の粉じんの濃度・遊離けい酸含有率	粉じん則 26条	6月以内 ごとに 1回	7	第2条	作業環境 測定士
暑熱・寒冷又は多湿の屋内作業場	気温・湿度・ふく射熱	安衛則 607条	半月以内 ごとに 1回	3	第3条	なし
著しい騒音を発する屋内作業場	等価騒音レベル	安衛則 591条	6月以内 ごとに 1回	3	第4条	なし
坑内の作業場 (1)炭酸ガスが停滞する作業場 (2)28 を超える作業場 (3)通気設備のある作業場	炭酸ガス	安衛則 592条 603条 612条	1月以内 ごとに 1回	3	第5条	なし
	気温		半月以内 ごとに 1回			
	通気量		半月以内 ごとに 1回			
中央管理方式の空調設備を設けている建築物の室で、事務所の用に供されるもの	CO・CO ₂ ・室温、 外気温、相対湿度	事務所則 7条	2月以内 ごとに 1回	3	第6条	なし
放射線業務を行う作業場 (1)放射線業務を行う管理区域 (2)放射線物質取扱作業室 (3)坑内の核原料物質の採掘の業務 を行う作業場	外部放射線による線量 当量率、線量当量	電離則 54条 55条	1月以内 ごとに 1回	5	第7,8, 9条	作業環境 測定士
	空気中の放射線物質の 濃度		1月以内 ごとに 1回			
特定化学物質（第1類物質・第2類物質）及び石綿を製造し、又は取扱う屋内作業場など	当該物質の濃度	特化則 36条 石綿則 36条	6月以内 ごとに 1回	3（特別管理 物質・石綿 については 40年間）	第10条	作業環境 測定士
粒状又は熔融鉛を取扱う屋内作業場	鉛の濃度	鉛則 52条	1年以内 ごとに 1回	3	第11条	作業環境 測定士
酸素欠乏危険場所において作業を行う場合の当該作業場	酸素の濃度 硫化水素の濃度	酸欠則 3条	作業開始前 ごと	3	第12条	なし
有機溶剤を製造し、又は取扱う屋内作業場	当該有機溶剤の濃度	有機則 28条	6月以内 ごとに 1回	3	第13条	作業環境 測定士

健康診断一覧表

N O	法・規則 根 拠	名 称		対 象 の 概 要	実 施 時 期	記 録		結 果 報 告			
						個人票	保存年数	対 象	様式	期日	
1	安衛法 66 安 規 43	一般健康診断		雇入れ時の健康診断	業種、規模を問わず、すべての常時使用する労働者を対象に雇入れ時に実施	雇入れの直前又は直後	様式 5 号 (1) (51 条)	5 年 (51 条)	-	-	-
2	安衛法 66 安 規 44			定期健康診断	業種、規模を問わず、すべての常時使用する労働者	年 1 回定期	様式 5 号 (2) (51 条)	5 年 (51 条)	規模 50 人以上の事業場	6 号	実施後遅滞なく (52 条)
3	安衛法 60 安 規 45			安規 13 条 1 項 2 号のイ～力の衛生上有害な業務に従事する労働者	配置替時、6 か月 1 回定期						
4	安衛法 66 安 規 47	給食従業員の検便		事業に附属する食堂又は炊事場における給食の業務に従事する労働者	雇入れ時配置替時	雇入れ時様式 5(2) その他様式 5(1) (51 条)	5 年 (51 条)	-	-	-	
5	安衛法 66 安 規 48	歯科医師による健康診断		塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄リン等のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務従事者	雇入れ時配置替時、6 か月 1 回定期	様式 5 号	5 年 (51 条)	定期健診実施分規模 50 人以上の事業場	6 号	実施後遅滞なく (52 条)	
6	安衛法 66 特化則 39	特定化学物質健康診断	従事者	令 22 条の業務に従事する者	雇入れ時配置替時、6 か月 1 回定期	特化則様式 2 号	特別管理物質 30 年 その他 5 年	該当事業場 (定期の分)	特化則様式 3 号	同上	
	過去の従事者		令 22 条 2 項の業務に従事させたことのある者								
	緊急時		特定化学物質が漏えい汚染又は吸入したとき	その都度遅滞なく							
7	安衛法 66 鉛 則 53	鉛健康診断	令 22 条 1 項 4 号の業務（別表第 4）に常時従事する者（注）はんだ付け、施釉等業務、給付等業務、印刷の業務及びこれらの清掃の業務	雇入れ時配置替時、6 か月 1 回定期（注）は 1 年 1 回定期	鉛則様式 2 号	5 年	該当事業場 (定期の分)	鉛則様式 3 号	実施後遅滞なく		
	鉛 則 56		腹部痙痛等病状を訴えたとき（従事者及び従事させなくなつてから 4 週間以内の者）	その都度遅滞なく							
8	安衛法 66 電離則 56	電離放射線健康診断		令 22 条 1 項 2 号の業務（別表第 4）に従事する者（注）白内障に関する眼の検査、皮膚の検査	雇入れ時配置替時、6 か月 1 回定期 左記の（注）は 3 か月 1 回定期	電離則様式 1 号	5 年	該当事業場 (定期の分)	電離則様式 2 号	実施後遅滞なく	
9	安衛法 66 除染則 20	除染等電離放射線健康診断		除染則 20 条 除染等業務に常時従事する者	雇入れ時配置替時、6 か月 1 回定期	除染則様式 2 号	30 年	同上	除染則様式 3 号	同上	
10	安衛法 66 高圧則 38	高気圧業務健康診断		令 6 条 1 号（高圧室内作業）令 20 条 9 号（潜水業務）に常時従事する者	雇入れ時配置替時、6 か月 1 回定期	高圧則様式 1 号	5 年	同上	高圧則様式 2 号	同上	
11	安衛法 66 四ア則 22	四アルキル鉛健康診断		令 22 条 1 項 5 号（別表第 5）の業務に常時従事する者	雇入れ時配置替時、3 か月 1 回定期	四アル則様式 2 号	5 年	同上	四アル則様式 3 号	同上	
12	安衛法 66 有機則 29	有機溶剤健康診断		令 22 条 1 項 6 号（別表第 6 の 2）の業務に常時従事する者	雇入れ時配置替時、6 か月 1 回定期	有機則様式 3 号	5 年	同上	有機則様式 3 号の 2 号	同上	
13	安衛法 66 石綿則 40	石綿健康診断		令 22 条 1 項 3 号（特定石綿に限る）の業務に常時従事する者	同上	石綿則様式 2 号	40 年	該当事業場	石綿則様式 3 号	同上	
14	じん肺健康診断 (注)他に就業時、離職時あり	じん肺健康診断 (注)他に就業時、離職時あり		常時粉じん作業に従事する者 常時粉じん作業に従事する者で管理区分 2,3 の者 常時粉じん作業に従事させたことのある者で粉じん作業以外の作業に従事し管理区分が 2 の者 常時粉じん作業に従事させたことのある者で粉じん作業以外の作業に従事し管理区分が 3 の者	3 年 1 年 3 年 1 年	じん肺則様式 3 号	7 年	該当事業場	じん肺法施行規様式 8 号	毎年末状況を翌年 2 月末迄	

計画の届出をすべき機械等一覧表

計画の届出をすべき機械等	左のうち届出の必要のない機械等	提出期日	提出先	根拠条文
1. ボイラー(小型ボイラー並びに船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法の適用を受けけるもの及び移動式ボイラーを除く)	なし	工事開始の 30 日前まで	所轄労働基準 監督署長	安衛法 88 条 1 項 ボ則ボ則 10 条、 56 条
2. 第一種圧力容器(小型圧力容器並びに船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、ガス事業法、高圧ガス取締法又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の適用を受けるものを除く)				
3. つり上げ荷重 3 トン(スタッカー式にあつては 1 トン)以上のクレーン				安衛法 88 条 1 項 ク則第 5 条
4. つり上げ荷重 3 トン以上の移動式クレーン(変更のみ)				
5. つり上げ荷重 2 トン以上のデリック				
6. 積載荷重 1 トン以上のエレベーター				
7. ガイドレール(昇降路を有するものにあつては昇降路)の高さが 18 メートル以上の建設用リフト(積載荷重 0.25 トン未満のものは除く)				
8. ゴンドラ				安衛法 88 条 1 項 ゴ則 10 条
9. 有機溶剤等設備	6 月未満の期間で廃止するもの	工事開始の 30 日前まで	所轄労働基準 監督署長	安衛法 88 条 第 1 項安規 85 条、 別表第 7
10. 鉛設備等				
11. 四アルキル鉛設備等				
12. 特定化学設備等				
13. 放射線装置室等				
14. 事務所換気装置				
15. 粉じん作業設備等				
16. 動力プレス (機械プレスで、クランク軸等の偏心機構を有するもの及び液圧プレスに限る)				
17. 金属その他の鉱物の溶解炉 (容量が 1 トン以上のものに限る)				
18. 化学設備(製造し、若しくは取り扱う危険物、製造し、若しくは取り扱う引火点が 65 度以上の物の量が労働大臣の定める基準に満たないものを除く)				
19. 乾燥設備 危険物等に係る設備で内容積が 1 立方メートル以上のもの 危険物等以外のものに係る設備で熱源として燃料を使用するもの (その最大消費量が固体燃料にあつては毎時 10 キログラム以上、液体燃料にあつては毎時 10 リットル以上、気体燃料にあつては毎時 1 立方メートル以上のものに限る)又は定格消費電力が 10 キロワット以上の電力を熱源として使用するもの)				

20. アセチレン溶接装置 (移動式は除く)	6 月未満の期間で廃止するもの	工事開始の 30 日前まで	所轄労働基準 監督署長	安衛法 88 条 第 1 項安規 85 条 別表第 7
21. ガス集合溶接装置 (移動式は除く)				
22. 軌道装置				
23. 機械集材装置 (原動機の定格出力が 7.5 キロワッ トを超えるものに限る)	組立てから解体までの期間が 60 日 未満のもの			
24. 架設通路 (高さ及び長さが 10 メートル以上 のものに限る)				
25. 足場 (つり足場、張り出し足場以外の足 場にあつては高さが 10 メートル 以上の構造のものに限る)				
26. 運材索道 (支間の斜距離の合計が 350 メートル 以上のものに限る)				
27. 型わく支保工 (支柱の高さが 3.5 メートル以上の ものに限る)	なし			
28. 高さが 300 メートル以上の塔の 建設の仕事	なし	当該仕事開始 前の 30 日前	厚生労働大臣	安衛法 88 条 3 項 安規 89 条の 2
29. 堤高(基礎地盤から堤頂間での高さ をいう)が 150 メートル以上のダム の建設の仕事				
30. 最大支間 500 メートル(つり橋に あつては 1000 メートル)以上の橋梁 の建設の仕事				
31. 長さが 3000 メートル以上のずい 道等の建設の工事				
32. 長さが 1000 メートル以上 3000 メ ートル未満のずい道等の建設の仕事 で、深さが 50 メートル以上のたて 坑(通路として使用されるものに限 る)の掘削を伴うもの				
33. ゲージ圧力が 0.3Mpa 以上の圧気 工法による作業を行う仕事				
34. 高さ 31 メートルを超える建築物 又は工作物(橋梁は除く)の建設、 改造、解体又は破壊の仕事	なし	当該仕事開始 前の 14 日前	所轄労働基準 監督署長	安衛法 88 条 4 項 安規 90 条
35. 最大支間 50 メートル以上の橋梁 の建設の仕事				
36. 最大支間 30m 以上 50m 未満の 橋梁の上部構造の建設等の仕事				
37. ずい道等の建設等の仕事(ずい道 等の内部に労働者が立ち入らない ものを除く)				
38. 掘削の高さ又は深さが 10 メートル 以上である地山の掘削の作業 (掘削機械を用いる作業で、掘削面 の下に労働者が立入らないものは 除く)を行う仕事				
39. 圧気工法による作業を行う仕事				
40. 石綿等が吹き付けられているもの における石綿等の除去の作業を行う 仕事				

41. ダイオキシン類対策特別措置法 施行令別表第1第5号の廃棄物焼却 炉(火格子面積が2㎡以上又は焼却 能力が一時間あたり200kg以上の もの)を有する廃棄物の焼却施設に 設置された廃棄物焼却炉、集じん機 等の設備の解体等の作業	なし	当該仕事開始 前の14日前	所轄労働基準 監督署長	安衛法88条4項 安規90条
42. 掘削の高さ又は深さが10メートル 以上の土石の採取のための掘削の作 業を行う仕事				
43. 坑内掘りによる土石の採取のための 掘削の作業を行う仕事				

壁、柱、天井等に石綿等が使用され ている保温材、耐火被覆材等が張り 付けられた建築物または工作物の 解体等の作業を行う場合における 当該保温材、耐火被覆材等を除去 する作業ならびに石綿等の封じ込め 、囲い込み作業	小規模な作業 石綿等の粉じんを著しく発散 するおそれのないもの	あらかじめ	所轄労働基準 監督署長	石綿則5条
除染特別地域等内における事故由来 放射性物質により汚染された土壌、 落葉及び落枝、汚泥等の除去、拡散 防止その他の措置を講ずる業務	作業場所の平均空間線量率が2.5μSv (マイクロシーベルト)/h以下の場所での作業	あらかじめ	所轄労働基準 監督署長	除染電離則 10条

報告をすべき主な事象一覧表

報告すべき主な事象 および機械等	報告様式	提出期日	提出先	根拠条文
選任したとき	総括安全衛生管理者・安全管理者・ 衛生管理者・衛生工学衛生管理者・ 産業医 選任報告	遅滞なく	所轄 労働基準 監督署長	安規 2、4、7、 13 条
事業場又はその附属建設物内で 報告すべき事故および特定機械等に 係る報告すべき事故が発生したとき	事故報告書	遅滞なく		安規 96 条
労働災害その他その他就業中事業 場又はその附属建設物内における 負傷、窒息または急性中毒により 死亡または休業したとき	労働者死傷病報告 (死亡、休業 4 日以上の場合)			安規 97 条
労働災害その他その他就業中事業 場又はその附属建設物内における 負傷、窒息または急性中毒により 休業し休業期間が 4 日に満たない とき	労働者死傷病報告 (休業 4 日未満の場合)	1～3 月発生分 (4 月 30 日迄) 4～6 月発生分 (7 月 31 日迄) 7～9 月発生分 (10 月 31 日迄) 10～12 月発生分 (翌 1 月 31 日迄)		安規 97 条
特定元方事業者であって、その 労働者及び関係請負人の労働者の 作業が同一の場所において行われ るとき	特定元方事業者等の事業開始報告 (任意様式)	遅滞なく		安規 664 条
移動式ボイラーを設置しようとする とき	設置報告書	あらかじめ		ボ則 11 条
ボイラーおよび第一種圧力容器を 検査証の有効期間を経て休止しよ うとするとき及び廃止したとき	() 休止・廃止報告書 (任意様式)	休止しよう とするときは 当該検査証の 有効期間内 廃止したときは 遅滞なく		ボ則 45、48、80、 83 条
クレーン等を検査証の有効期間を 経て休止しようとするとき及び廃止 したとき				ク則 48、52、89、 93、133、137、167、 201 条
小型ボイラーを設置したとき	() 設置報告書	遅滞なく		ボ則 91 条
吊り上げ荷重が 0.5 トン以上 3 トン 未満 (スタッカー式クレーンにあ っては 0.5 トン以上 1 トン未満) の クレーンを設置しようとするとき		あらかじめ		ク則 11、61 条
吊り上げ荷重が 0.5 トン以上 2 トン 未満のデリック (設置から廃止ま でが 60 日間未満のものを除く)		あらかじめ	ク則 101 条	
積載荷重が 0.25 トン以上 1 トン未 満のエレベーター (設置から廃止 までが 60 日間未満のものを除く)		あらかじめ	ク則 145、202 条	

報告様式は、ヤフーなどの検索エンジンで「厚生労働省 安全衛生関係主要様式」と入力すればダウンロード可能です。